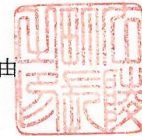


回 答 書

平成28年 1 月 7 日

葛城北民主商工会
代表 麓 信二 様
新日本婦人の会広陵班
代表 下村 瑛子 様
健生会友の会広陵支部
支部長 寺前 憲一 様
奈良県農民連広陵班
代表 新谷 好史 様
広陵町議会議員
八尾 春雄 様
広陵町議会議員
山田 美津代 様

広陵町長 山 村 吉 由



貴団体におかれましては、町行政のみならず幅広い観点から、住民の暮らしについて、いろいろと提言をいただいていることに敬意を表します。

過日の2015自治体キャラバンでの要望書に対し、下記のとおり回答申し上げます。
なお、多岐にわたる項目でもあり、要点のみとなっておりますが、ご理解いただき、所属の町議会議員の議員活動等を通じ、ご確認いただきたくよろしくお願い申し上げます。

今後とも、町行政にご協力いただきますようお願い申し上げます。

記

以下、左端の数字は要望書の番号に回答しております。

- 1 以前から繰り返し回答しているとおり、町の施設の大規模修繕等の機会をとらえて引き続き再生エネルギーの導入を検討しております。
また、前回と同様になりますが、奈良県が実施している再生エネルギー及び省エネルギー対策を対象とした助成金（スマートハウス普及促進事業）を活用願うよう

にお願いしている状況であり、一般住宅等については、耐震補強を先に施工いただき、その補強された家屋に太陽光パネル等を設置するスタイルを進めていきたいと考えるものです。

- 2 福祉医療費助成の方法は、現在、奈良県下全市町村において「自動償還方式」で行っています。「現物給付方式」への変更については、国保の国庫負担減額措置の廃止を含め、他市町村とともに、国・県に要望を行っています。全国でも多くの自治体から同様の声があることから、厚生労働省では、「子どもの医療制度のあり方等に関する検討会」を発足させ、波及増カットの廃止の是非や無償化などを含め子どもの医療費助成事業の検討を進められているところであります。子育て支援の観点からも、子ども医療費助成事業の充実は重要であるとは考えておりますが、国民健康保険特別会計や一般会計への財政負担などの影響から町単独での変更は大変難しいものでありますので国の制度改正への動向を注視しております。
- 3 定期予防接種については、すべて全額公費負担で実施しております。
妊婦健診14回分、最高公費負担額95,000円につきましても、継続して実施してまいります。
ロタウイルスワクチンについては、現在のところ助成は考えておりません。
- 4 町内助産所については、助産師と新生児訪問や乳幼児相談などで助産所と連携を密にし、情報交換して事業を進めておりますが、直接的な補助は行っておりません。
産科の確保については、県が周産期医療体制充実のための産婦人科一次救急体制整備を行っており、広域で受診可能な産婦人科が確保できる体勢を整えております。これにかかる経費については、負担をしております。
保険適用がされていない不妊治療のための助成については、体外受精及び顕微授精においては、県の特定治療費支援事業があります。
その他の治療に関する独自の助成については、不妊治療の実態等を十分理解した上で、先行して実施をしている市町村等の状況を検証させていただき判断したいと考えております。
- 5 10月末日に平成28年度の入所申込みを締め切り、現在、認定作業を行っているところですが、国の基準により、設備や面積等から各園の定員が定められており、全ての方が第一希望の保育園に入所することは、例年難しい状況となっております。
現在、幼保一体化総合計画を策定中であり、今後はその計画を基に幼稚園、保育園、認定こども園の整備に努めてまいります。
また、保育料の多子軽減については、今後、国、近隣市町村の動向を見据えながら、検討してまいりたいと考えます。

- 6 病後児保育は、田原本町こどもの森保育園と昨年5月から広陵町の労務保育園で利用可能で、現在、143名の利用登録があり、16名の利用となっております。
また、病児保育も昨年6月から大和高田市の土庫病院ぞうさんの家で利用可能で、現在、33名の利用となっております。
- 7 定員については、現在の定員で入所希望者全員が入所できていることから、すぐに定員の見直しが必要とは考えておりません。
放課後子ども育成教室の保育開始時間につきましては、昨年度の夏期休業から30分早め、以後の土曜日午前8時から保育を行っております。
終了時間につきましては、指導員の確保、勤務体制など課題も多く、今後、放課後子ども育成教室の運営方法も含め検討していかねばならないと考えております。
- 8 今回の介護保険法の改正は、要支援1・2の方への給付を介護保険給付本体から外して別の制度に移行するものではありません。現行の介護予防給付のうち訪問介護と通所介護を地域支援事業に移行し、新しく訪問型サービスと通所型サービスとしてサービス内容を多様化するものです。移行後は、要支援1・2相当の方たちが、その人のニーズにあったサービスを選んで利用していただけることになります。
第6期から基準保険料額が、月額400円の増額となりましたが、人口減少が起きている中、65歳以上の人口が増加し、かつ75歳以上の割合が増加することが予想されることから、今後の介護保険財政の健全化、安定化のためにも移行後の介護予防・日常生活支援総合事業の充実に計画的に取り組みたいと考えています。
- 9 今年度の介護報酬改定では、▲2.27%の改定率となっており、事業所にとって厳しい内容であると理解しておりますが、町内の事業所においては、廃業や倒産といった情報はございません。
- 10 欠番。
- 11 施設を利用されている方に対し、食費・部屋代については、ご本人による負担が原則ですが、低所得の方については、補足給付として負担限度額認定による軽減を行っているもので、この低所得の捉えの中に、資産要因も加わったものです。
資産要因については、申請書に記載欄がありますが、その記載内容確認のため、通帳等の写しをいただいているものです。
在宅で暮らす方や保険料を負担する方との公平性を更に高めるため、一定額以上の預貯金等の資産をお持ちの方等にはご自身でご負担いただくよう、基準の見直しが行われたものと考えています。
- 12 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、地域住民が住み慣れた地域で安心して尊厳あるその人らしい生活を継続できるよう、医療・介護・予防・住まい・

生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築の実現が重要であります。地域包括ケアシステムは「自助・互助・共助・公助」をつなぎあわせ、それぞれの関係者の参加によって形成されるもので、地域特性や住民特性等実情に応じたものとなります。

このことから、広陵町は、地域包括支援センターを中心に適切なコーディネート機能の向上や介護保険制度による公的サービスを核としながら、その他の多様な社会資源やサービスを活用できるよう包括的・継続的な支援を行い、安心して暮らせるまちづくりに努めてまいります。

- 1.3 小規模多機能型居宅介護と訪問看護の複数のサービスを一体的に提供する複合型サービスを提供する複合型事業所については、看護職員の24時間配置や医療連携などの人員体制をはじめ、事業所創設については課題も多く、町内において複合型事業所は現在ありません。

しかし、要介護度が高く、医療ニーズの高い高齢者に対応するため、複合型サービスの導入に向け、事業所の動向を確認しながら、検討していかなければならないと考えております。

- 1.4 高齢化に伴う医療費の増大が見込まれる中、高齢者と若年世代の負担の明確化等を図る観点から、75歳以上の高齢者を対象とした後期高齢者医療制度が創設されました。創設から7年以上が経過し、現在では本制度も十分定着していると考えています。「長寿医療制度懇話会」の委員は、被保険者（奈良県老人クラブ連合会等）、保険医療機関等の医療にかかわる方（奈良県医師会等）、医療保険者（全国健康保険協会等）、有識者（大学等学識者等）行政機関（市〈1名〉町村〈1名〉後期高齢者主管課長）の各代表者で構成されています。会議につきましては年2回開催されています。概要等は奈良県後期高齢者医療広域連合会がホームページで公開をされていますので、参考にご覧いただければと思います。

- 1.5 保険料の徴収猶予・減免につきましては、これまでの保険料減免要綱を廃止し、奈良県後期高齢者医療広域連合後期医療に関する条例及び施行規則を制定（平成27年4月1日施行）されました。また、保険料徴収猶予・減免マニュアルを作成されておりますので、それに基づき、町窓口の申請業務において適切に対応しております。なお、減免基準表等を担当課窓口を設置するとともに、納税通知書等に案内チラシを同封し発送するなど制度の周知にも努めてまいります。

- 1.6 70歳から74歳の一般所得者に対する方の窓口負担は法律上2割負担であります。後期高齢者医療が始まった平成20年度から国が1割を負担することにより窓口自己負担1割を実施されていましたが、世代間の公平の観点から、平成26年度より、新たに70歳になる被保険者の措置が廃止されました。このことから、昭和19年4月2日以降生まれた方から順次、70才の誕生日を迎えた翌月から2割負担とな

るものです。被保険者におかれましては、これまで3割負担であったものが、2割負担となることから、実質的な負担増にはならないものであります。また、措置の廃止によるものでありますので、特段の財政への影響はありません。外来時定額負担につきましては、かかりつけ医の普及や頻回受診等予防の観点から国において議論されていますので、今後も情報の収集ともに、国の動向を注視してまいります。

1.7 平成26年度決算においては、これまでの保健事業の取り組みの成果などから医療費の増加が予想を下回ったことなどにより、単年度収支で黒字となりました。平成27年度決算は、現在のところ収支均等が図れるものと見込んでおります。しかしながら、医療費の伸びは鈍化しているものの毎年上昇傾向にあることには変わりなく、国保の財政は、大変厳しい状況にあります。被保険者にご理解いただけるよう、健全財政に向けた各種の取り組みを続けるとともに、毎年、医療費給付に見合った適正な国保税を設定するよう検討します。国においては、財政上の構造問題の解決のための効果的・効率的な公費投入の方法を検討されています。今後も国・県に対して、更に積極的な支援策を講じるよう要請をしてまいりたいと考えます。

1.8 国民健康保険法において、災害等その他の政令で定める特別な事情があると認められる場合を除き、1年以上保険料を滞納している世帯主に対しては、被保険者証の返還を求め、被保険者資格証明書を交付することになっています。また、被保険者証及び被保険者資格証明書の有効期限も市町村が定めることになっています。「被保険者資格証明書」は、医療費を一旦、全額負担しなければならないなど、被保険者にとっては、大きな負担となります。このようなことにならないよう、本町では面談による納税相談の機会を十分に持つように対応しております。そこで、保険証の年度更新前に納税相談の案内を行い、相談いただいた被保険者の方から「1年証」または「短期保険証」を発行しています。今後も納税者との折衝に努めてまいります。なお、「被保険者証」を交付できなかった被保険者に対しては、資格証明書の発行をせざるを得ないと考えますので、医療を受ける必要が生じ、一時払いが困難であると申し出があった場合は、短期保険証として対応できるように検討してまいります。

1.9 災害により資産に重大な損害を受けたことにより、一部負担金を支払うことが困難と認められた場合、一部負担金の免除、減額及び徴収猶予することができるよう、平成24年4月1日から「国民健康保険一部負担金減免等取扱要綱」により施行しています。また、施行当初から一部負担金の減額及び徴収猶予については、収入基準額を国基準より拡大しています。今後も広報などを通じて制度の周知を行ってまいります。

2.0 本町では、以前から無料で受診できる体制を整え、土曜日の健診実施やがん検診とのセット受診及び申し込み方法の改善など集団健診の充実を行っています。また、受診歴のある方への電話・訪問による受診勧奨、結果通知の工夫や事後指導の充実な

ど魅力ある健診への取り組み及び未受診者への受診勧奨通知や訪問による受診勧奨など前年度の評価を踏まえ、引き続ききめ細かく取り組んでまいります。

町独自の検査項目の追加は、現在予定はありませんが、現状の検査項目で糖尿病・腎不全・脂質異常症・高血圧・喫煙者などに重点をおいて予防対策に取り組んでいます。

実態としては、健診結果の異常や医療機関受診中であっても自己管理のできていない方が大変多く、基本的な健診項目により重症者や深刻な状態にある方を早期に医療に結びつけることや生活習慣の改善と医療の管理により、継続的に自己管理のできる方を増やすよう、特定保健指導の充実を図っております。また、20歳から39歳の方についても若い頃から健康診査を受診する習慣を意識づけ、特定健診に繋がるよう若年者健診を実施しています。奈良県では、昨年度から対象者全員に検査項目を追加し実施されている状況であり、更に、受診率向上に向けて町としても受診勧奨に取り組んでいます。

2.1 平成30年度から市町村国保は県単一化となります。奈良県においては、全市町村統一の標準保険料率により、納付金を算定することとしています。現在、「国保運営のあり方検討に係るワーキンググループ」において、県全体の保険料必要額を推計し標準保険料率の試算や、納付金の算定方法（激変緩和措置や収納率設定）などについて、県・市町村で協議を進めています。標準保険料率は納付金算定の基礎とするものであり、実際の賦課保険料率はそれぞれの市町村で設定することとなります。広陵町としては、国・県の動向を踏まえながら、現行の保険料率水準や独自の減免制度は維持していけるよう検討してまいります。

2.2 人間ドック、脳ドックの助成事業は、事業を始めて以後、多くの方々に利用していただいております。これまでも利用していただきやすい制度にするべく助成対象者数の拡大等の改善をしております。今年度の申込者数は募集定員を上回っています。（受診されなかった等により助成申請がない場合があるため、定員の1割増の申込を受付しています。）今後も申込者数の状況を踏まえ、定員の見直しを行ってまいります。なお、がん検診については、対象年齢に応じた検診を保健センターで実施しています。今後とも、病気の早期発見・早期治療に繋がれるように引き続き制度の周知に努めてまいります。

2.3 生活保護の老齢加算については、厚生労働省が専門家による委員会等の調査を元に廃止され、訴訟においても一定の判例も出ております。今後、国においても、実態等を踏まえながら検討されるものと認識しております。

2.4 住宅扶助費の基準額は、平成28年6月まで経過措置の適用を受けることとなっています。旧の基準額を受けるためには、まずは、当該世帯から家主に対して家賃の値下げを打診してもらい、その交渉が、不調となれば転居指導を行うよう国からの指

導がありますが、高齢者や障害者等の方々のように、環境を大きく変えることが困難な世帯については、平成28年6月までの間、住み慣れた場所で引き続き生活が送れるように運用しています。

2.5 生活保護法による医療扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することができない方に対して医療の給付を行うものです。医療扶助は、市町村を担当する福祉事務所が、法による指定を受けた医療機関に委託して行っております。

生活保護の医療券の発行と受け取りについては、原則として保護費支給日に窓口において発行しております。なお、急患の場合は、事後処理にも対応しております。継続治療の場合は、提出を求めない場合がありますが、不正受診の抑制等の観点から毎月提出が求められます。

支給の方法については、すでに市の福祉事務所と同様に、希望者には口座振替に移行してもらっています。

ただし、現金支給を希望される受給者の方もいることから、その方にはさわやかホールにおいて現金で支給しています。

2.6 移送費は、医師の意見で必要性を判断しており基準は明確なものとなっています。移送費が、必要な方にはこの基準に基づいて交付しております。

2.7 1人のケースワーカーが多くの担当件数を抱えているケースもあり、実態については県（福祉事務所）において十分に把握されております。今後、ケースワーカー1人当たりの担当件数がどの程度が適正なのか、十分に検討され、配慮されていかれるものと認識しております。

2.8 障害者総合支援法は、障害者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けて、障がい福祉サービスの充実等障がいの日常生活及び社会生活を総合的に支援するためのものであり、本町においてもその趣旨に基づき実施してまいります。

2.9 障害者雇用連絡協議会において、関係機関と連携を取りながら、障がい者雇用の促進や職業的自立に関する対策に寄与しているところであります。

障害者優先調達推進法に基づき、町事業の物品調達にあたって、町内障がい福祉サービス事業所に物品の調達を行っております。

3.0 広陵町地域公共交通活性化協議会は、住民、公共交通事業者、関係機関など17名で構成しており、これまで12回の会議を開催しております。それぞれの視点から多様な意見を発言いただき、昨年に実施したアンケート調査の結果も踏まえ、平成27年3月に持続可能な公共交通の確保及びサービス水準の向上等を目的に、具体的な指針を示した「広陵町生活交通ネットワーク計画」を策定しました。今後、この計画

に沿って広陵元気号の再編実施等を実施していくこととしています。

利用者や公募委員の参画ということですが、アンケート調査やパブリックコメントなどを通じて、町民の声を反映する仕組みづくりを行っています。

3.1 広陵元気号の再編は、平成28年4月から現在の2路線を1路線増やし、幹線と2つの支線へと変更し、併せて運行本数も増便する予定です。また、車両についても、幹線を走る車両を普通車から小型バス車両へ変更し、一部の通勤・通学にも対応する計画としています。しかし、見直しには相応の経費もかかることから、来年10月には有料化して利用者の方にもご負担を求めることとしています。

3.2 広陵元気号の再編にあたり、広陵町地域公共交通活性化協議会において町議会の特別委員会の報告書や、町民アンケート調査の結果等を踏まえ、デマンドの組み合わせや、タクシー補助券の配布など、メリット・デメリット、経費なども比較しながら、議論をいただきました。

デマンドについては、奈良交通バスなど既存の交通事業者との調整などが必要であり、住民アンケートの結果も勘案し、慎重を期すべきとの結論となりました。

3.3 デマンド交通の導入については「3.2」の回答のとおりです。また、本町と香芝市の接点である真美ヶ丘ニュータウンは、比較的路線バスが充実しています。同地域へのデマンド交通の導入は、民業（路線バスやタクシー）を圧迫することとなり、路線バスの縮小や撤退の要因となるため慎重を期す必要があります。

3.4 県道区域につきましては、あくまでも高田土木事務所において用地交渉をした上で整備工事されます。用地、建物買収の判断を町ですることはございません。

同路線は、道路の両側に家屋が建ち並んでおり、拡幅による道路整備が難しい箇所ですが、地元からの要望として、機会あるごとに県高田土木事務所に要望してまいります。

3.5 当該道路に関しましては、以前より危険箇所との認識から、路側帯ライン、「歩行者横断注意」などの路面標示や「学童多し注意」、「学童横断あり注意!!」、「合流注意」、「(保育園)最徐行」などの注意喚起標識を設置し、車両運転者に歩行者への配慮を呼びかけております。

道路標示の点検については日常的に行っておりますが、不備な箇所がありましたらお知らせください。

3.6 既存道路の整備計画については、昨年度に回答させていただいたとおり、舗装の路面性状調査結果を基に整備すべき箇所を確認し、通学路や交通量の多い路線等の必要性の高いところから粛々と実施しております。

3.7 さわやかホール西側の歩道は高田川の堤防敷地内にあり、県管理となっていますので、県高田土木事務所と歩道のあり方を含め協議してまいります。

3.8 既存道路の整備計画については、昨年度に回答させていただいたとおり、舗装の路面性状調査結果を基に整備すべき箇所を確認し、必要性の高いところから粛々と実施しております。

また、各大字、自治会からの要望であります。昨年度に回答させていただいたとおり、改修等の必要性の高いところを、必要な時期に要望していただくのが良いとのことで現在の方法を採用しておりますのでご理解をお願いいたします。

3.9 本町の小学校給食におきましては、町内産の「なすび」や県内産の「青ねぎ」、「小松菜」、「ほうれん草」などの地場産野菜や、国内産の野菜を使用しております。今年度は県の地産地消促進事業を活用し、県内産の農産物・加工食品を取り入れております。今後も積極的に取り入れてまいります。

4.0 栄養教諭は、センターの規模に応じて県からの配置は2名となります。食育計画を立て、担任・養護教諭・生徒指導教員等と連携をとり進めていきます。学校にも赴き、食育活動を行います。献立表等で給食を紹介し、地場産物等について紹介することも食育と考えています。

センター内には先の2人の栄養教諭が常駐しております。施設における食育としまして、1階通路見学窓からは、肉・魚下処理室及び焼き物・揚げ物室を、2階の見学窓からは調理室をご覧いただけること、また、2階の研修室では、調理過程の流れがわかるようにビデオ放映をしたり、見学窓から実際に見えなかった部屋や、調理機器並びに作業の様子がリアルタイムにわかるように、各部屋に食育用のカメラの設置を検討しており、食育に関する研修や調理実習の実施も考えているところです。

従いまして、給食センターにおいても十分に食育に努めてまいりたいと考えています。

中学校においては、教職員の負担を軽減するために、中学校に配膳員を配置して、各業者から配送されたパン、牛乳、デザートや配送担当者から給食コンテナを受け入れ、数量及び異常の有無の確認をした後、配膳室に配備を行うことを検討しております。

4.1 現在小学校の1年生は35人学級が制度化されて実施されています。小学校の他学年においては、学年の実態や1学級35人を超えている学年について、少人数学級を実施し、きめ細かな指導ができるよう取り組んでいるところです。

また、中学校では、少人数指導によって、学習内容の定着を図っているところです。今後も一学年でも多くの少人数学級編制や少人数指導が実施できるよう引き続き取り組んでまいります。

4.2 本年度6月議会でも答弁させていただきましたが、クーラーの設置につきましては、児童生徒の身体的負担、教育環境向上の観点から、必須の事業と考えられます。しかし、町の財政計画も視野に入れて進めていかなければならず、他の事業経費の増大も予測されることから、今後、財政計画を議会にお示し、その導入時期について見極めたいと考えています。

なお、平成28年度の予算への反映につきましては、コンサルタント会社に基本設計・実施設計をお願いし、平成29年度以降に国からの補助金の動向も注視しながら、設置に向けた取り組みを進めてまいります。

4.3 平成24年11月から、全ての小・中学校につき週2回の割合で学校図書館司書を配置しております。執務時間は13時から17時までとなっています。昼休みや放課後には児童生徒の図書に関する相談に応じたり、図書委員の貸し出しの補助をしたりして、子どもたちと良好な人間関係を築いています。

また、小学校で読み聞かせをしたりブックトークをするなど、司書教諭と連携を図りながら、本の整理・修繕、季節に応じた掲示物や図書館だより等で読書意欲を高める取組をしていただいています。

4.4 現有施設の改修と有効利用、また利用者の意向などを勘案しながら検討を進めております。

IT環境については、現在検討中です。

4.5 道路からの案内板の設置については、避難所としての機能を満たすための整備と併せて、全町的に再検討中です。

(現在、県道高田・斑鳩線の笠東交差点には、案内看板があります。)

4.6 構内駐車場が満杯の場合は、第2駐車場への誘導板を出しています。

併せて、第2駐車場の入り口にも看板を設置いたします。

4.7 本町の図書館は、竹取公園に隣接した図書館で、蔵書数・貸出冊数とも県下有数で、図書館へお越しいただく人数が大変多く、利用度が非常に高い図書館です。このことから、移動図書館の運行は考えておりませんが、図書館以外での図書の返却口については検討してまいります。

4.8 全国的な問題であり、国、県におかれましても、米の再生産を保証する持続可能な農業を維持できる対策を講じられるのではないかと考えます。町におきましても、国や県の動向を見ながら対策をしていきたいと思っております。

4.9 ①新規就農者への農地の確保につきましては、農地中間管理機構を通じての確保、または、地元農家に協力の依頼をして確保に努めております。

ハウスや農業倉庫などの施設の建設についての支援は、現段階では考えておりませんが、農業機械の購入に対しては、町独自で貸付制度を設けるか、補助金を支給するかを引き続き検討中であります。

49②農業パート登録につきましては、前向きに検討し、実施したいと考えております。

49③町としましても、法律や制度を遵守し、「農業を守る」、「宅地開発」の両面から、様々な課題や問題点を整理して、取り組んでいく所存です。

また、農業の後継者不足のために耕作できないという方に対し、町独自で農地バンクと称し、広陵町版「農地中間管理機構」を立ち上げ、貸し手と借り手をマッチングさせ、耕作放棄地にならないように考えています。

50①米については、奈良県産の「ひのひかり」を使用しており、現在週3回の米飯給食を実施しております。今後は、米飯給食の回数を増やしていくことも検討してまいります。

地場産農産物（町内及び県内産）の使用割合を30パーセント以上に目標数値としておりますが、約21.5パーセントとなっております。安心安全の給食実施のもと、食材納入業者には、国内産の一級品を納入するように指示しているため、目標値には達していませんが、今後は目標値に近づけるよう努めてまいります。

また、食材別の年間使用量、月別使用量のデータは現在集計しておりませんが、学校給食で地場産品を利用できる農産物を計画的に生産する体制整備に活用できるよう検討してまいります。

50②現在、「はしお元気村」の直売所での朝市のあり方を見直し、まずは照明をLEDに変更しています。直売所のマップ作成につきましては、直売所だけのマップでなく、町のマップを更新する時に掲載できるように検討してまいります。小規模朝市の開設につきましては、「はしお元気村」の朝市に出荷されている農家さんと協議してまいります。

50③公表が遅くなって申し訳ございません。平成27年2月に実施した小学校給食食材検査結果を同年12月22日付けで町のホームページに掲載させていただきました。

検査の結果は、残留農薬は検出されていません。

また、平成27年12月に実施しました検査の結果につきましては、結果の報告を受けましたら、速やかにホームページにて公表させていただきます。

来年度以降も、安全安心な給食食材の提供に努めてまいります。

51 TPPは大筋合意されたことから、農家にとっては大きな打撃となることは必至です。国の動向、情報を見ながら、農家に対する様々な支援策を講じていかなければならないと思っています。

5.2 現在、香芝市と共同の給食センターにおいても、太陽光発電・蓄電池を設置する予定をしております。今後も、自然エネルギーの促進を行い、広域での実施も視野に置いて地域活性化計画の策定について検討してまいりたいと存じます。

5.3 まず、基本的に生産緑地課税は、三大都市圏の「特定市」に適用されることから、近畿圏の既成市街地（県内では市のみ対象）に所在する市街化区域内農地が課税の対象となります。

また、特定市に所在する市街化区域内農地は、「宅地化する農地」と「保全する農地」に区分され、「保全する農地」が都市計画上、「生産緑地地区」として指定を受けることとなります。

従いまして、広陵町の市街化区域内農地は、法的に生産緑地制度の適用がございませんので、どうか、ご理解くださいますようお願いいたします。

5.4 本町の公共工事の入札においては、最低制限価格に基づき、著しく低い価格での落札を防止していることから、そのもとで従事する者の適正な労働条件も確保されているものと考えています。また、その他の業務委託における賃金等の労働条件については、当該企業の労使間で決定されるべきものであり、労働基準法や最低賃金法に基づき適正に定められているものと認識しています。

一方、公契約条例が目指している労働条件の確保（あらかじめ賃金の最低基準額を定める等の制度）については、特定の地域や業種に偏らないよう国の政策として法律により行うべきものと考えておりますことから、現在、本町としては独自に公契約条例を制定する予定はありません。

なお、今後につきましては、他自治体の状況を引き続き注視していきたいと考えております。

5.5 休日勤務を命じた場合は、代休日の指定、休日勤務手当の支給などにより対応しています。代休日の指定は、町の規則により勤務日から起算して8週間後の日までと規定されています。安易に休日勤務手当の支給により対処するのではなく、勤務時間の縮減と健康・福祉を充足させる観点から、職員の休日を確保できるよう、部課長が率先して課員のワークライフ・バランスの推進に努めるよう周知しています。

5.6 商工会と連携し、違法なことがないように指導いたします。

5.7 商工会と連携し、違法なことがないように指導いたします。

5.8 昨年もお答えしたとおり、広陵町企業立地条例では、雇用促進奨励金として広陵町民を新規に1年以上雇用した場合、奨励措置をすることとしております。雇用については、常用雇用や短時間労働など多様な働き方のニーズがあり、パート・アルバイトも雇用の一つであると考えています。なお、事前に町民の採用を覚え書きで

交わすことは、労働者募集の原則や企業の人材確保の面からも難しいのではないかと考えております。

5.9 アスベスト対策としての健康管理は、環境省からの委託事業として県が今年度も実施しています。平成18年から実施以来、新規受診者の掘り起こしを行ってまいりましたが、県全体でも希望される方は非常に少ない状況です。

今後も県と連携しながら、広報活動等実施してまいります。

町事業としては、肺がん検診の受診率の向上に取り組んでおります。従来のセット検診や土曜日検診実施に加え、今年度、地域巡回による検診を追加して受診しやすい体制づくりをするとともに、効果的な個別通知に取り組んでおります。

このことから今年度、300人を超える受診者数の増加が見込め、問診でアスベストの被曝についても聞き取り、相談や健康診査につなぐ体制をとっています。

今年度の受診者の状況を分析することで、更に効果的な受診勧奨を行い、継続受診や新規受診者の増加に努めてまいります。

6.0 地場産業の活性化を図るため、競争力の強化または技術力の向上に積極的に取り組む中小企業者を支援し、設備投資を行う中小企業者に対して、「中小企業設備投資促進補助金」の利用を促進していきたいと考えます。

6.1 本町では住宅の耐震化を促進し、災害に強い安全・安心なまちづくりを進め、町民の生命及び財産の保護を図ることを目的に木造住宅の耐震補強に要した費用の一部を助成する補助金制度を既に創設しています。

6.2 広陵町では自主的な納期限内の納税・納付を促しておりますが、一時的に経済状況の急迫・急変が生じて納付が困難な方々には、それぞれの状況に応じた納税方法についてご相談をさせていただいております。

今回、広陵町税条例で徴収猶予や換価猶予の手続きが具体化されたことに伴い、より一層窓口や町広報でも納税相談や分割納付の方法等について具体的に紹介してまいります。

6.3 地場産業育成のため昨年10月まで受け入れてまいりました、町内業者の産業廃棄物を昨年度他県において発生した飛灰のダイオキシン問題から、その低減対策の一環として、産業廃棄物の受入を制限することにより、ごみ質の改善と減量化をはかることにより、飛灰のダイオキシン濃度を低減化するよう努めてまいりました。

本来、産業廃棄物は同処理施設で適正に処理することが一般的で、全国的にもその傾向が顕著に進んでいるのが現状です。

事業者の皆様方には、当初大変ご迷惑をおかけいたしました。が、皆様の協力のおかげをもちまして、現在はごみ質も徐々に安定化し、ダイオキシン濃度も低減化しつつ

ありますので、今後とも町のごみ処理の安定化にご協力をお願いします。

6.4 現在の住宅リフォーム助成制度を町民のみなさんにご利用していただけるようもっとPRしていきたいと思えます。また現状の課題であります利用者の減少問題につきましても、周知を強化することで解消できるものと考えております。

6.5 戦没者追悼式は、毎年11月の第3土曜日に町主催で実施しております。内容につきましては、遺族会と相談しながらよりよいものにしていきたいと考えております。日本国憲法の遵守は、全ての国民が守ることは当然のことであり、平和で豊かな今日があるのは幾多の尊い犠牲の上に立ってのことであることを決して忘れてはならないと考えております。また、外交交渉は、現政権において個別案件ごとに最善の判断がなされるものであると考えております。

6.6 ステッカーは平成22年度から貼っており、町の案内板にも表示しています。平成26年3月には「非核兵器平和宣言」の懸垂幕を設置しました。平成27年度中は、広陵町制60周年をアピールするため、また、広陵町名誉町民であられる野村忠宏氏の引退について感謝の意を掲示した関係上、一時懸垂幕を掲げていない時期がございましたが、原則、常設を続けてまいります。今後もさまざまな場所や機会を捉えて「反核平和」を訴えていきたいと考えております。

6.7 教科書選定に当たりましては、北葛城郡内の中学校の先生により、各種目において思想や信条に左右されることなく、公正公平な視点で調査研究をしていただき、意見をお聞きしております。

また、図書館での平成28年度使用中学校教科用図書展示期間における閲覧につきましては、今年度、図書館で閲覧するための専用コーナーを設けさせていただき、ご利用いただきました。平成27年度使用小学校教科用図書及び平成28年度使用中学校教科用図書につきましては、現在も町立図書館に常設させていただいております。

第17採択地区での閲覧場所は広陵町立図書館の一か所となっておりますが、今年度は広陵町内の中学校で見本本を展示していただきました。

6.8 広陵町上空が飛行訓練場になっているかは公表されておりませんが、近隣に航空基地がなく、特段の自衛隊からの連絡も無いため、心配は不要と思われれます。オスプレイ配備・訓練中止については国防や外交の課題であり国策であるため、今後の動向を見極めたいと思えます。

6.9 悪臭対策のため、平成26年度に池の管理者である大塚土地改良区において水門の改修が行われました。

また、平成28年春頃にも水門の不具合部分の補修予定であり、今後も管理者が換水等による悪臭対策を行われる予定であります。

- 7.0 ご質問の事項については、県内の事例がございません。他府県の事例を調査させていただきます。
- 7.1 都市計画法の規定による手続きについて関連機関の理解を得られるよう協議を進めてまいります。
- 7.2 従来から自治会長の申し出により、啓発看板を配布しております。
また、希望があれば地域の実情に応じた回覧板の作成、狂犬病集団接種案内チラシの裏面にもマナーについて掲載しており、4月広報配布時に全戸配布して周知を行っております。
ドッグランについても、お申し出のとおり相談があれば対応させていただきます。
- 7.3 生ごみの堆肥化は処理施設建設時に十分検討してまいりましたが、ごみ分別の問題・設置場所の問題・悪臭対策・利用方法等の問題で実現しなかったのが現状です。現在、生ごみ処理機やコンポストの補助制度がございますので、ご利用ください。
- 7.4 生活保護世帯には各世帯に可燃小が80枚・不燃、その他プラの各小袋が10枚ずつ、また出生時に可燃の大を10枚支給していますが、足りないという意見もございますので大袋を支給させていただいています。ごみ有料化はごみ減量及びリサイクルの推進を目的として、ごみ処理費用の一部をご負担願っているものであり、皆様のご協力により、広陵町のごみ減量は計画どおり進んでいます。今後も処理費用の一部ご負担を願いたいと考えています。一部無料化は、逆行と混乱をもたらしますので、ごみの減量とリサイクルの推進により費用負担の軽減をお願いします。
- 7.5 この高齢者世帯訪問は、民生委員活動の一環として実施しているものです。訪問の主旨を十分説明した上で協力をお願いしております。このデータは、民生委員の地域での見守り等の活動に使われております。また、災害が発生した時には、地域住民相互の助け合いのために活用されることとなります。
- 7.6 持ち込みごみにつきましては、今年の10月から全て有料とさせていただきましたので、最寄りのリサイクルステーションにお出しいただくかまたは、地元にも利益が還元される集団回収に、ぜひご協力をお願いします。
- 7.7 ごみ分別等の研修につきましては、実際に見ていただくのが御理解いただく最善の方法と考えています。お申し込みいただければ、各自治体単位等で施設見学を受け付けておりますので、ご利用ください。また、リサイクルの啓発施設として広陵町エコセンターもございますので是非ご利用ください。
- 7.8 ①平成28年4月からの広陵元気号再編において、「近鉄高田駅～役場～さわやかホール～はしお元気村～国保中央病院」を幹線と位置づけ運行する計画をしています。

7.8②奈良交通においては、需要に応じて鉄道と路線バスの乗り継ぎを調査・検討していると伺っています。

7.8③奈良交通においては、需要に応じてダイヤを編成行っていると伺っています。

7.8④今年度、公立幼稚園園児との差が出ないように、公立幼稚園保育料の所得階層による減額分を基に算出し、対象者を拡充してしております。今後、近隣市町村の状況を見据え、検討してまいりたいと考えます。

7.8⑤商業店舗「スーパーエバグリーン」の立地計画があり、昨年12月3日に大規模小売店舗立地法第7条に基づく説明会が実施されました。開店は平成28年秋頃と伺っています。

7.8⑥赤ちゃん用品については、町内の大型商業店舗でも販売されていると思われます。町として専門店についての立地誘導は特に行っていません。

7.8⑦かつらぎの道は昭和60年に供用開始してから30年近くをもち舗装や橋が老朽化し、樹木も生い茂ってきていることから、それら各施設の管理や整備を含めた今後のかつらぎの道のあり方について検討する必要が生じています。

そこで、今年度から畿央大学と連携して、かつらぎの道の将来像についての検討に取り組んでいます。

また、今年度締結した香芝市との相互連携協定の中でも、両市町が足並みを揃えてかつらぎの道の道路環境整備を目指すこととなっています。

本件につきましても、検討課題とさせていただきます。

7.8⑧かつらぎの道の剪定につきましては、年間計画書に基づき、適正な時期に実施してまいります。